



市政記者クラブ加盟社 各位

老人保護措置費負担金の算定誤りについて

環境上の理由及び経済的理由により自宅で生活することが困難な高齢者が養護老人ホームに入所した際に、入所に係る費用として本人の収入状況に応じて徴収している「老人保護措置費負担金」について、次のとおり誤った算定方法により徴収していた事案があったため、その内容についてお知らせします。

1 算出誤りの概要

(1) 誤って決定した負担金額よりも正当な負担金額が高かった事案

施設等から提出された収入申告書を基に負担金額を算定する際に、予防接種や診断書料等医療保険外の経費を誤って必要経費として医療費に加算し、誤った負担金額を徴収していたものです。令和2年度から令和3年度までに14名の負担金の算定が誤っており、そのうち、正しく算定をし直した結果、3名の方について、負担金額が増加することが明らかになったものです。

(2) 誤って決定した負担金額よりも正当な負担金額が低かった事案

月途中で養護老人ホームに入所した方の負担金について、入所した月の負担金の額が、その月に市が入所者の措置に要する生活費や事務費等として養護老人ホームに対して支払う額（支弁額）を超えるときは、養護老人ホームへの支弁額と同額の負担金額とするべきところを、事務処理担当者が入所月の負担金額と支弁額の比較、確認を行っておらず、平成28年度から令和3年度までに21名の方について、支弁額を超えて負担金を徴収していたものです。

2 対応

(1) 誤って決定した負担金額よりも正当な負担金額が高かった事案

負担金額に変更が生じる事案については、誤認を発見した日の属する月の翌月初日をもって負担金額の変更決定を行います。

年度	人数	対応内容
R2	2名	「老人保護措置費の費用徴収基準の取扱い細則について(平成18年1月24日老計発第0124001号)」により、追加徴収は行わない。
R3	1名	R4.4.1をもって階層区分の変更を行い、R4.4分から正当な負担金額を徴収する。※該当者にはR4.4.4に謝罪のうえ、納付を依頼。

(2) 誤って決定した負担金額よりも正当な負担金額が低かった事案

変更すべき月に遡及して、負担金額の変更を行い、既に納付済の負担金があるときは、その差額分を返還（還付又は充当）します。

年度	人数	対応内容
H28～R2	17名	地方自治法第236条第1項に基づき、過去5年間に遡り還付を行うこととし、本人（死亡者（7名）については相続人代表者あて）に連絡・謝罪のうえ、還付又は充当により対応する。
R3	4名	還付又は充当により対応済み。

3 再発防止策

対象経費とならない経費の一覧及び被措置者ごとに老人保護措置費負担金額及び養護老人ホームへの支弁額を確認できる一覧を作成のうえ、複数名によるチェックを行うとともに、事務対応マニュアルに追記し、引き継いでいくことにより再発防止に努めて参ります。

【問合せ先】

保健福祉部長寿社会課長 千葉 信幸 TEL：019-603-8003